

平成24年 No.4

国立大学法人東京学芸大学広報企画室規程

制定理由

広報に関する分析・調査及び学内外の広報に関する情報収集・発信等を行う
広報企画室を役員会の下に設置することに伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成24年 2 月 1 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学広報企画室規程を次のように制定する。

平成24年2月2日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第2号

国立大学法人東京学芸大学広報企画室規程

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、広報企画室を置く。

(業務)

第2条 広報企画室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案
- (2) 広報に関する次期中期目標及び中期計画の提案
- (3) 広報に関する分析・調査に関すること。
- (4) 学内外の広報に関する情報収集・発信に関すること。
- (5) その他広報活動に関すること。

(組織)

第3条 広報企画室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は学長補佐 1名
- (2) 学長が委嘱する教員 若干名
- (3) 広報連携課長
- (4) その他学長が指名する者

2 広報企画室に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び4号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(メディアラボ)

第5条 広報企画室に、大学のホームページ運営や広報に関する業務を推進するメディアラボを置く。

(庶務)

第6条 広報企画室の庶務は、総務部広報連携課が処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、広報企画室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。